

つくばみらい市公告第 号

入 札 公 告

次に掲げる物件について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

つくばみらい市長 小 田 川 浩

1 入札に付する事項

（1）件名	自動販売機設置場所の貸付
（2）入札資格条件	自動販売機設置事業者募集要項のとおり
（3）入札日時・場所	令和8年8月28日（金） 9：00～ つくばみらい市福田195番地 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 小会議室1
（4）入札保証金	無
（5）契約保証金	無
（6）最低貸付額	自動販売機設置事業者募集要項のとおり
（7）貸付期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで （5年間）
（8）貸付場所等	物件一覧のとおり
（9）備考	入札は一年間の設置単価（税抜）を記入すること。

2 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第7項に基づき賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結の上、設置する。

3 入札の参加手続

- （1）申請期限 令和8年8月24日（月） 午後5時まで
- （2）受付期間 入札告示の日から入札参加申請期限の日の午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

- (3) 提出先 〒300-2395
つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所 総務部財政課 管財係

- (4) 提出方法
郵送または持参による提出とする。

4 入札に関する質問等

- (1) 入札に対する質問
自動販売機設置事業者募集要項の質問書を使用すること。
質疑期間 令和8年8月19日(水) 午後4時まで
方 法 FAX(0297-58-5631)で行うものとする。
※送信後、必ず財政課管財係(0297-58-2111)へ
受領確認のメールをすること。
- (2) 前項の質問に対する回答
令和8年8月21日(金) 午後5時までに、市ホームページに掲載する。

5 入札方法等

- (1) 入札方法 郵送による入札(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかとする。)
- (2) 宛 先 〒300-2395 つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所 総務部 財政課
- (3) 入 札 書 自動販売機設置事業者募集要項の入札書を使用し、日付欄は入札書の作成日を記入すること。
入札書については一物件ずつ作成すること。
- (4) 入札用封筒 指定の様式(市のホームページ内「自動販売機設置に関する一般競争入札のお知らせ」に様式掲載)による封筒を使用すること。
- (5) 到着期限 令和8年8月26日(水) 午後0時(正午)までにつくばみらい市役所総務部財政課に必着。期限までに到着しない場合は無効とする。
- (6) 入札参加者が1者に満たないときは入札の執行を中止する。また、止むを得ない理由が生じたときは入札の執行を中止し、又は延期することができるものとする。
- (7) 入札書には、入札参加者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

※各種様式は、下記の市のホームページから閲覧及びダウンロード可

【「自動販売機設置に関する一般競争入札のお知らせ」掲載ページ】

トップ > 事業者のみなさんへ > 入札・契約情報 > 自動販売機設置に関する一般競争入札のお知らせ > 募集要項

6 開札

- (1) 開札日時 令和8年8月28日（金）午前9時00分
- (2) 開札場所 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 小会議室1
- (3) 開札立会人は、入札者の立会いを求めず当市職員によるものとする。立会い職員は、入札執行担当課以外の課の職員とし、透明性を確保する。
- (4) 開札に際し、傍聴の希望をする場合には、開札の前日までに財政課管財係まで連絡をすること。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

7 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ① 入札書が、指定された郵送方法で提出されない場合
 - ② 最低落札額よりも低い額で入札でした場合
 - ③ 前各号のほか、つくばみらい市財務規則第125条の各項に該当する場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札又はこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の公表

- (1) 物件の落札者及び落札金額は、決定後に市のホームページで公表するものとする。
- (2) 公表を拒む場合には、落札を無効とし、次に入札額の高かった者を落札者とする。

9 その他

- (1) この公告により入札をした者は、入札後において、この公告及び自動販売機設置事業者募集要項等について不明瞭等を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 郵送した入札書等は、書換え又は引換えすることができない。また、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。